

電気供給契約書（案）

- 1 件 名 鳥取県西部総合事務所で使用する電気の供給
- 2 供給場所 米子市糺町一丁目 1 6 0
鳥取県西部総合事務所（1 号館、2 号館及び 3 号館）
- 3 供給期間 自 令和 7 年 9 月 1 日
至 令和 1 0 年 8 月 3 1 日
- 4 契約金額 基本料金・電力量料金
別表予定契約電力及び基本料金単価等内訳書のとおり
（契約金額には、消費税及び地方消費税相当額を含むものとする。）
- 5 契約保証金 ○○○○○○円（又は免除）

上記の履行について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。ただし、令和 8 年度以降において、発注者の予算が成立しなかった場合は、この契約は終了する。

本契約の証として、本書 2 通を作成し、当事者記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和 7 年 月 日

発注者 米子市糺町一丁目 1 6 0 番地
鳥取県
鳥取県西部総合事務所 荒田 すみ子

受注者 (住 所)
(商号又は名称)
(代表者職氏名)

(総則)

- 第1条 発注者鳥取県（以下「甲」という。）及び受注者〇〇〇（以下「乙」という。）は、この約款（契約書を含む。以下同じ。）に基づき、鳥取県西部総合事務所で使用する電気の供給仕様書（以下「仕様書」という。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この契約書及び仕様書を内容とする供給契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。
- 2 乙は、約款及び仕様書記載の電気供給業務（以下「業務」という。）を契約書記載の供給期間内に履行するものとし、甲は、履行が完了した部分に係る代金を支払う。
- 3 この約款に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
- 4 この約款の履行に関して甲乙間で用いる言語は、日本語とする。
- 5 この約款に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。
- 6 この約款及び供給仕様における期間の定めについては、この約款又は供給仕様に特別の定めがある場合を除き、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48条）の定めるところによるものとする。
- 7 この約款の履行に関して甲乙間で用いる計量単位は、供給仕様に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるところによるものとする。
- 8 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 9 この契約に係る訴訟の提起又は調停の申立てについては、鳥取県米子市を管轄する裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

(権利義務の譲渡等)

- 第2条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させ、又はその権利を担保の目的に供することができない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

(一括再委託等の禁止)

- 第3条 乙は、業務の全部又は主要な部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得た場合はこの限りでない。
- 2 次のいずれかに該当する場合は、甲は前項の承諾をしないものとする。ただし、特段の理由がある場合はこの限りでない。
- (1) 再委託の契約金額が供給仕様に示す予定契約電力、予定使用電力量及び予定力率に応じた各月電気料金の年間合計金額（以下「年間予定契約金額」という。）の50パーセントを超える場合
- (2) 再委託する業務にこの契約の業務の中核となる部分が含まれている場合

(特許権等の使用)

- 第4条 乙は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている業務仕様又は作業法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、甲がその業務仕様又は作業法

を指定した場合において、供給仕様に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、乙がその存在を知らなかったときは、甲は、乙がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

(関連作業等を行う場合)

第5条 甲は、乙の業務履行に支障を及ぼすおそれがある作業等を行うときは、あらかじめ乙に通知し、甲乙協力して設備の保全に当たるものとする。

(契約電力の変更)

第6条 各月の契約電力は、その月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする。ただし、最大需要電力が500kW以上となる場合は、甲と乙が協議の上、契約電力を決定するものとする。

2 契約電力を変更する必要があるときは、甲と乙が協議の上、契約電力を変更するものとする。

(契約金額の変更)

第7条 市場価格の変動等により、契約金額が適正価格から著しく逸脱した場合は、甲乙協議の上、変更契約を締結することにより変更するものとする。

2 みなし小売電気事業者特定小売供給約款（平成28年経済産業省令第23号）に定める燃料費調整制度に準じた燃料費調整を行う場合は、乙から甲への文書による通知をもって単価を定めることができる。ただし、甲が当該通知を受け取った日から10日以内に異議を申し立てた場合は、この限りでない。

3 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年8月30日法律第108号）により経済産業大臣が定めた額に基づき定める単価とし、乙から甲への文書による通知をもって単価を定めることができる。ただし、甲が当該通知を受け取った日から10日以内に異議を申し立てた場合は、この限りでない。単価を変更する場合も同様とする。

(料金の算定期間及び算出方法)

第8条 供給した電気の料金（以下「電気料金」という。）の算定期間は、前月計量日から当月計量日の前日までの1か月単位とする。ただし、これによらない場合は、甲乙協議して定める。

2 電気料金の算出方法については、仕様書9に記載したとおりとする。

(計量及び検査)

第9条 使用電力量の計量は毎月末日の24時における供給場所に設置された電力量計の読み数値（以下「検針値」という。）とする。ただし、あらかじめ乙が甲に計量の日付及び時間を通知し、甲が承諾をした場合この限りでない。

2 当月の使用電力量は、当月の検針値と前月の検針値との差引きにより算定する。

3 乙は、前項の検針を行った場合は、検針値を甲に報告し、甲の確認を受けることとする。

(料金の支払)

第 10 条 乙は、前条第 3 項の確認を受けた後、電気料金の支払を甲に請求することができる。

2 甲は、前項の規定による請求があったときは、乙が指定した期日までに当該請求額を乙に支払わなければならない。

3 甲の責めに帰すべき事由により、前項の規定による電気料金を乙が指定した期日までに支払わないときは、乙は、その支払わない額に対し、遅延日数 1 日につき鳥取県会計規則（昭和 39 年鳥取県規則第 11 号）第 120 条の規定により計算した額の遅延利息を甲に請求することができる。

(損失負担)

第 11 条 乙は、業務の実施について甲に損害を与えたときは、直ちに甲に報告し、損害を賠償しなければならない。

2 乙は、業務の実施について第三者に損害を与えたときは、直ちに甲に報告し、乙の負担において賠償するものとする。ただし、その損害の発生が甲の責めに帰すべき事由によるときはその限度において甲の負担とする。

3 乙は、乙の責めに帰さない事由による損害については、前 2 項の規定による賠償の責めを負わない。

(任意解除)

第 12 条 甲は、次条又は第 14 条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 甲は、前項の規定により契約を解除する場合、契約解除の 2 月前までに文書により乙に通知する。この場合において、乙に損害を及ぼしたときは、乙はその損害の賠償を請求することができる。なお、その賠償額は、甲乙協議して定める。

(催告による解除)

第 13 条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(1) 乙が正当な理由なく、始期を過ぎても業務に着手しないとき。

(2) 業務を遂行する見込みがないとき又は業務を履行する見込みがないと認められるとき。

(3) 乙が第 3 条又は第 18 条の規定に違反したとき。

(4) 前各号に掲げる場合のほか、乙が契約に違反し、その違反により契約の目的を達成することができないと認められるとき。

2 乙は、前項の規定により契約を解除されたときは、年間予定契約金額の 10 分の 1 に相当する額を違約金として甲に支払わなければならない。ただし、この契約及び取引上の社会通念に照らして乙の責めに帰することができない事由による場合は、この限りでない。

(催告によらない解除)

第 14 条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 業務の履行不能が明らかであるとき。
- (2) 業務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 業務の一部の履行が不能である場合又は業務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (4) 前各号に掲げる場合のほか、乙がその債務の履行をせず、甲が前条第 1 項の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (5) 乙又はその代理人若しくは使用人がこの契約に関して、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）第 3 条に違反する行為又は刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 若しくは同法第 198 条に規定する行為をしたと認められるとき。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
- (7) 次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。

ア 暴力団員を役員等（乙が法人の場合にあつてはその役員及び経営に事実上参加している者を、乙が任意の団体にあつてはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含む。以下同じ。）とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。

イ 暴力団員を雇用すること。

ウ 暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。

エ いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。

オ 暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。

カ 役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。

キ 暴力団若しくは暴力団員であること又はアからカまでに掲げる行為を行うものであると知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他業務を下請等させること。

2 乙は、前項の規定によりこの契約を解除されたときは、違約金として年間予定契約金額の 10 分の 1 に相当する金額を甲に支払わなければならない。ただし、この契約及び取引上の社会通念に照らして乙の責めに帰することができない事由による場合は、この限りでない。

(解除の制限)

第 15 条 第 13 条第 1 項各号及び前条第 1 項第 1 号から第 4 号までの規定に定める場合が甲の責めに帰すべき事由によるものであるときは、甲は、前 2 条の規定による契約の解除をすることができない。

(乙の契約解除権)

第 16 条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 甲が第 18 条の規定に違反したとき。

(2) 甲が契約に違反し、それにより業務を完了することが不可能となったとき。

2 甲は、第 1 項の規定により契約が解除された場合において、これにより乙が損害を受けたときは、その損害を賠償しなければならない。

(解除に伴う措置)

第 17 条 甲は、第 12 条第 1 項、第 13 条第 1 項、第 14 条第 1 項及び前条第 1 項の規定により契約を解除したときは、解除した日までの使用電力量にかかる電気料金を支払わなければならない。

2 乙は、契約が解除された場合において、乙が所有する機器等その他の物件（下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。以下本条において同じ。）があるときは、乙は当該物件を撤去しなければならない。

3 前項の場合において、乙が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去しない場合は、甲は、乙に代わって当該物件を処分することができる。この場合においては、乙は、甲の処分に異議を申し出ることができず、また、甲の処分に要した経費を負担しなければならない。

(秘密の保持)

第 18 条 甲及び乙は、業務の履行を通じて知り得た相手方の業務上の秘密を外部に漏らし、又は、他の目的に利用してはならない。

2 前項の規定は、契約期間の満了後又は契約解除後も同様とする。

(遅延利息の徴収)

第 19 条 乙の責めに帰すべき事由により、乙がこの契約に基づく損害賠償金又は違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、甲は、その支払わない額に対し、遅延日数 1 日につき鳥取県会計規則第 120 条の規定により計算した額の遅延利息を乙に請求することができる。

2 甲の責めに帰すべき事由により、甲がこの契約に基づく損害賠償金を乙の指定する期間内に支払わないときは、乙は、その支払わない額に対し、遅延日数 1 日につき鳥取県会計規則第 120 条の規定により計算した額の遅延利息を甲に請求することができる。

(紛争の解決)

第 20 条 この約款の各条項において甲と乙とが協議して定めるものにつき協議が整わなかった場合において、甲が定めたものに乙に不服があるときその他契約に関して甲乙間に紛争を生じたときは、甲及び乙は、協議の上調停人を選任し、当該調停人のあっせん又は調停によりその解決を図る。この場合において、紛争の処理に要する費用については、甲乙協議して特別の定めをしたものを除き、調停人の選任に係るものは甲乙折半し、その他のものは甲乙それぞれが負担する。

2 前項の規定にかかわらず、甲又は乙は、必要があると認めるときは、同項に規定する手続前

又は手続中であっても同項の甲乙間の紛争について民事訴訟法（平成 8 年法律第 109 号）に基づく訴えの提起又は民事調停法（昭和 26 年法律第 222 号）に基づく調停の申立てを行うことができる。

（補則）

第 21 条 この約款に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議して定める。